

令和 4 年第 15 回堺市教育委員会議事録

開催日	令和 4 年 12 月 19 日 (月)
場所	堺市役所 本館 3 階 大会議室 1
会議種類	定例会
教育長の報告	①いじめ重大事態に係る調査について (諮問)
議案・報告	報告第 14 号 市長からの意見聴取 (令和 4 年度堺市一般会計補正予算) について 報告第 15 号 市長からの意見聴取 (堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例) について 議案第 27 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について 議案第 28 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第 9 項、第 11 項又は第 12 項の規定による給料に関する規則の制定について 議案第 29 号 令和 5 年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について 議案第 30 号 堺市立学校管理運営規則の一部改正について
その他報告	①いじめ重大事態に係る調査について (訂正報告)
教育長	栗井明彦教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 新谷奈津子委員 鈴木真由子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 長山秀基教育監 中山真裕美教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 富岡重幸教職員人事部長 樋口信征教職員企画課長 志波政宏教職員人事課長 竹内新学校教育部長 川端一生生徒指導課長 橋本宏司教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
開会宣言	午前 10 時 00 分
栗井明彦教育長	これより、令和 4 年第 15 回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 教育政策課長補佐から、諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましては、案件に係る理事者全員が出席しています。
栗井明彦教育長	これより、本日の会議を開きます。 先にお配りしました、令和 4 年第 14 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
(日程第 1 報告第 14 号及び第 15 号は一括審議)	
【案 件】	日程第 1 報告第 14 号 市長からの意見聴取 (令和 4 年度堺市一般会計補正予算) について 日程第 1 報告第 15 号 市長からの意見聴取 (堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例) について
栗井明彦教育長	それでは日程に入ります。 日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。 「報告第 14 号 市長からの意見聴取 (令和 4 年度堺市一般会計補正予算) について」及び「報告第 15 号 市長からの意見聴取 (堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例) について」の計 2 件を、一括して審議するこ

	<p>とに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 それでは、日程第1 報告第14号と報告第15号の計2件を一括して議題といたします。提案理由を説明してください。</p>
<p>【説明】 岩井伸司教委総務課長</p>	<p>報告第14号、市長からの意見聴取（令和4年度堺市一般会計補正予算）について、ご説明いたします。こちらについては、本市人事委員会勧告をふまえ、給与改定を行うためのものです。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年11月21日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 2ページ、第1表、歳出予算補正をご覧ください。歳出予算として3億300万円を増額補正いたします。それでは、別添の資料をご覧ください。 補正額の内訳は、人件費に関しまして、教育委員会事務局職員に係るものとして2,100万円の増額、学校園の教職員に係るものとして2億8,200万円の増額をするものです。 説明は以上です。</p>
<p>【説明】 樋口信征教職員企画課長</p>	<p>報告第15号、市長からの意見聴取（堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）について、ご説明いたします。 本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、令和4年11月21日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。 本件のうち、教職員に関連して改正する条例は、「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例」及び「堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」となっております。 改正の内容は、令和4年度の本市人事委員会勧告をふまえ、一般職の教職員に係る給料及び勤勉手当を引き上げるものです。引き上げ幅としては、大卒の初任給で約5,600円の引き上げ、勤勉手当については、一般教職員が0.1月、再任用教職員が、0.05月の引き上げとなっております。 本条例は公布の日から施行するものです。ただし、令和5年6月期以降の勤勉手当の支給に係る改正規定については、令和5年4月1日から施行するものです。 説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
長田翼委員	<p>報告第15号について質問ですが、この引き上げは堺市独自のものでしょうか、それとも全国的に行われるものでしょうか。</p>
樋口信征教職員企画課長	<p>本件の給料の引き上げについては、堺市の人事委員会勧告に基づく引き上げとなっておりますが、全国的な状況、政令市の状況では、京都市のみが据え置きとなっております。その他の政令市については、引き上げ改定となっております。特に引き上げ幅が大きいのは大阪市となっておりますが、その他の政令市につきましては、おおむね同額程度の引き上げとなっております。</p>
粟井明彦教育長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【採決】	承認
(日程第2 議案第27号及び第28号は一括審議)	

【案 件】	<p>日程第2 議案第27号 地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について</p> <p>日程第2 議案第28号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料に関する規則の制定について</p>
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第2「議案第27号 地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定について」及び「議案第28号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料に関する規則の制定について」の計2件を、一括して審議することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、日程第2 議案第27号と議案第28号の計2件を一括して議題といたします。提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 樋口信征教職員企画課長	<p>議案第27号及び第28号、すなわち「地方公務員法の一部改正に伴う関係規則の整備等に関する規則の制定」及び「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料に関する規則の制定」について、ご説明いたします。</p> <p>両案件は、地方公務員法の一部改正をふまえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）や、職員が引き上げ後の定年に達する前に退職して短時間勤務で働くことのできる定年前再任用短時間勤務制を設けることに伴い、役職定年により降任をされた職員の給料の激変を緩和する措置として、管理監督職勤務上限年齢調整額等の職員の給与について必要な事項を定めることとし、関係する規則について所要の改正を行うため、両規則を制定するものです。</p> <p>両規則は、令和5年4月1日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第3 議案第29号 令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第3「議案第29号 令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 志波政宏教職員人事課長	<p>議案第29号、令和5年度堺市立学校園教職員定数配分方針の策定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、本市の教育課題に対応するため、毎年度、国の基準をもとに教職員の定数配分方針を策定するものです。</p> <p>現在、各学校園では、令和4年度の定数配分方針により「校長の裁量による定数等の活用」「小学校における教科担任制の導入」「令和7年度より実施する中学校給食の推進」等に取り組んでおります。令和5年度に向け、様々な教育課題に対応するため「幼稚園における主幹教諭の配置」「ICT活用の推進」「学校群モデルとして先進的な取組の推進」に重点を置き、令和5年度の堺市立学校園教職員定数配分方針を策定するものです。</p> <p>令和4年度からの変更点についてご説明します。</p> <p>1点めは、【新規項目】となります。幼稚園の園長・教員の定数配分についての変更で、(2ページ)(2)の「幼稚園の実情に応じて、准園長又は主幹教諭を</p>

	<p>幼稚園に配置することができる」の項を定め、幼稚園に主幹教諭を設置することで、園長を補佐し、職員への指導及び助言や連絡調整、必要に応じて要配慮児への個別の対応を行うことができるようにするものです。</p> <p>2点めは、【拡充項目】となります、小・中学校の校長・教員の定数配分についての変更で、(3ページ) (6) ⑩の「ICT活用の推進をめざすため」の項を定め、小中学校において、現任校でのICT活用推進に加え、他の加配教員等とチームを形成し、活用方法の研究や他校への積極的な事例発信、研修講師などの支援を通して、ICT活用の推進に取り組むものです。</p> <p>3点めは、【新規項目】となります、(同じく3ページ) (6) ⑬「学校群モデルとして先進的な取組を行うため」の項を定め、中学校区を一体的にマネジメントする、小中一貫教育体制の構築に取り組むためのものです。同じ観点で(4ページ) 上段の(4)において、学校群モデルとして事務の体制強化にも取り組むものです。</p> <p>定数配分方針については、議決いただいた後は、学校園に本方針を周知し、教職員配置に関する基本的な考えを説明するとともに、本市の教育課題に対応した人事配置を行ってまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
鈴木真由子委員	<p>ご提案の内容に異存があるわけではございません。3ページの(6) ⑧に通級指導を行うため、現状も加配が行われているということですが、昨今、メディアでも取り上げられていましたように、発達障害の子どもたちの割合が公表されました。堺市はどのような状況なのかと懸念しており、現状、支援学級に在籍している子どもや通常学級に在籍しながら支援学級に通級している通級指導を利用している子どもたちは把握されていると思いますが、それ以外の子どもたちを含めて、発達障害の実情を把握しておられるのでしょうか。もしそうしたデータがないのであれば、小中学校における堺市の実態をデータとして正確に把握しておくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
志波政宏教職員人事課長	<p>発達障害の実情について、教職員人事課の定数管理においては数値を把握していませんが、支援教育課と連携をとり、今の時代のニーズをふまえ、しっかりと把握しながら今後の対応について考えていきたいと思っています。</p>
粟井明彦教育長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第4 議案第30号 堺市立学校管理運営規則の一部改正について
粟井明彦教育長	<p>次に、日程第4「議案第30号 堺市立学校管理運営規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 志波政宏教職員人事課長	<p>議案第30号、堺市立学校管理運営規則の一部改正について、ご説明いたします。</p> <p>本議案は、副校長の配置について見直すこととし、小学校にも副校長を置くことができるようにするため、本件を上程するものです。</p> <p>現状、堺市立学校管理運営規則では、第11条の2において中学校に副校長を置くことができると規定されています。</p> <p>先に実施した堺市立学校任期付管理職(校長)の公募にあたり、合格者については令和5年1月から3月までの間、研修を実施し、その間、希望する者に限り副校長として登用し、学校に在籍して研修を受講することも可能としてい</p>

	<p>るところです。この合格者について、小学校においても副校長として登用することができることとするため、同規則について所要の改正を行うものです。</p> <p>本規則は、公布の日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
粟井明彦教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありませんか。</p>
鈴木真由子委員	<p>改正後の文言について、改正案は「小学校等」という表記ですが、「小学校、中学校」と併記する方法もあるのかなと思いましたので、この「等」という言葉も意味を教えてください。</p> <p>また、先ほど幼稚園に主幹教諭を置くことが加配の中で認められたと思いますが、そうすると、第12条第3項で、「並びに」の前に「園児」が入るのでしょうか。これは「児童又は生徒（以下「生徒等」という。）」のままで良いのか、「生徒等」の中に含まれるという理解で良いのでしょうか。先ほどの規定が「小学校等」であれば、制度と整合性が取れないのかなと思いましたので、言葉の使い方についてはいかがでしょうか。</p>
志波政宏教職員人事課長	<p>1点めの「小学校等」については、汎用性を持たせるために、限定列举ではなく、「等」として広く解釈できるようにという意味で記載をしたものです。</p> <p>2点めの「園児」については、今後の改正において、対応を考えていきたいと思えます。</p>
粟井明彦教育長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
粟井明彦教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>教育長の報告①「いじめ重大事態に係る調査について（諮問）」及びその他報告①「いじめ重大事態に係る調査について（訂正報告）」は、関係児童生徒のプライバシー保護のため、秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
(教育長の報告①及びその他報告①は秘密会)	
【教育長の報告①】	いじめ重大事態に係る調査について（諮問）
粟井明彦教育長	<p>それでは、教育長の報告①「いじめ重大事態に係る調査について（諮問）」について報告します。</p> <p>堺市立小学校で発生したいじめ重大事態について、堺市いじめ防止等対策推進委員会に調査審議を諮問することを報告します。</p> <p>詳細については、担当部長より説明します。</p>
【説明（要旨）】 竹内新学校教育部長	<p>令和4年11月10日の教育委員会定例会において、調査主体を教育委員会とし、調査組織をいじめ防止等対策推進委員会（第三者委員会）とした事案について、令和5年1月に諮問することを報告するものです。</p>
【その他報告①】	いじめ重大事態に係る調査について（訂正報告）
粟井明彦教育長	<p>それでは、その他報告①「いじめ重大事態に係る調査について（訂正報告）」について報告します。</p> <p>詳細は、担当課長より説明します。</p>
【説明（要旨）】 川端一生生徒指導課長	<p>令和4年10月17日開催の教育委員会で報告した、いじめ重大事態調査について（終了報告）の調査期間に誤りがあったので、訂正報告するものです。</p>

閉 会 宣 言	午前 10 時 30 分
栗井明彦教育長	以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和 4 年第 15 回教育委員会を閉会します。